

上場Tracers 米国債0-2年ラダー (為替ヘッジなし)

愛称：上場Tr米債0-2年ラダー（為替ヘッジなし）

追加型投信／海外／債券／ETF

- 本書は金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みいただき、ご自身でご判断ください。
 - ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。また、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
 - 本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載しています。
 - ファンドの基準価額、販売会社などについては、以下の委託会社の照会先にお問い合わせください。
- <委託会社>〔ファンドの運用の指図を行なう者〕
日興アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第368号
ホームページアドレス www.nikkoam.com/
コールセンター電話番号 0120-25-1404（午前9時～午後5時。土、日、祝・休日は除きます。）
- <受託会社>〔ファンドの財産の保管および管理を行なう者〕
三井住友信託銀行株式会社

設定・運用は

日興アセットマネジメント

- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に投資者（受益者）の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は、信託法（平成18年法律第108号）に基づき受託会社において分別管理されています。
- この目論見書により行なう「上場Tracers 米国債0-2年ラダー（為替ヘッジなし）」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2023年9月13日に関東財務局長に提出しており、2023年9月29日にその効力が発生しております。

商品分類				属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
追加型	海外	債券	ETF	債券 公債	年4回	北米	なし

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。
※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

<委託会社の情報>

委託会社名	日興アセットマネジメント株式会社
設立年月日	1959年12月1日
資本金	173億6,304万円
運用する投資信託財産の 合計純資産総額	27兆5,105億円
	(2023年11月末現在)

トレイサーズ 上場Tracersとは

上場Tracers（トレイサーズ）は、事前に定めたルールに沿って運用*（トレース）する日興アセットマネジメントのETFシリーズです。

*当ETFはルールに沿ったパッシブ運用を行ないませんが、連動対象となる指数が存在しないため、東証規則上の「内国アクティブ運用型ETF」に該当します。

上場Tracers
トレイサーズ

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

主として、残存期間が2年以下の米国国債に投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長をめざして運用を行ないます。

ファンドの特色

1. 残存期間が2年以下の米国国債に投資を行ないます。

- ・原則として、投資対象とする債券を、残存期間に応じて6ヵ月以下、6ヵ月超12ヵ月以下、12ヵ月超18ヵ月以下、18ヵ月超24ヵ月以下の4つのグループに分け、流動性や売買コストなどを考慮しながら各グループへ概ね等金額となるよう分散投資を行ないます。（＝ラダー型運用）
- ・投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的のため、債券先物取引や外国為替予約取引などを活用する場合があります。
- ・外貨建資産への投資にあたっては、原則として、為替ヘッジは行ないません。

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行なえない場合があります。

2. 受益権を東京証券取引所に上場しており、取引時間中であればいつでも売買が可能です。

- ・売買単位は10口単位です。（有価証券届出書提出日現在）
- ・売買手数料は、取扱会社が定めるものによります。
- ・取引方法は原則として株式と同様です。

※詳しくは、取扱会社へお問い合わせください。

3. 現金をもって受益権の購入申込みを行ないます。

- ・購入申込受付日の翌営業日の基準価額による購入となります。

4. 解約請求による途中換金をすることができます。

- ・換金申込受付日の翌営業日の基準価額による換金となります。

5. 受益権をもって公社債などと交換することはできません。

主な投資制限

- ・株式への投資割合は、信託財産の総額の10%以下とします。
- ・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

分配方針

- ・信託財産から生ずる配当等収益などから諸経費などを控除後、全額分配することを原則とします。
※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

当ファンドのラダー型運用について

■運用のイメージ

投資対象とする債券を、残存期間に応じて6ヵ月以下、6ヵ月超12ヵ月以下、12ヵ月超18ヵ月以下、18ヵ月超24ヵ月以下の4つのグループに分け、流動性や売買コストなどを考慮しながら各グループへ概ね等金額となるよう分散投資を行ないます。

残存期間 6ヵ月以下	6ヵ月超12ヵ月以下	12ヵ月超18ヵ月以下	18ヵ月超24ヵ月以下
25%	25%	25%	25%

※上記は当ファンドに組入れる債券の残存期間別組入比率のイメージです。

■当ファンドの参考指数

「ICE BofA 1年米国債インデックス（為替ヘッジなし、円ベース（TTM）」を参考指数とします。

※同指数は、ICE BofA 1年米国債インデックスを日興アセットマネジメントが円換算したものです。

同指数は参考指数であり、当ファンドのベンチマークではありません。

※ICE BofA 1年米国債インデックスは、ICE Data Indices, LLCが発表する指数で、残存期間約1年（ただし1年を超えない）の米国債を1ヵ月保有し、翌月に同条件の米国債にロール・オーバーすることを繰り返した場合のパフォーマンスを指数化したものです。

ICE BofA 1年米国債インデックスの著作権などについて

出所ICE Data Indices, LLCは許可を得て使用しています。ICE®は、ICE Data Indices, LLCまたはその関連会社の登録商標です。BofA®はBank of America Corporationおよびその関連会社（以下「BofA」）によってライセンスされたBank of America Corporationの登録商標であり、BofAの書面による事前承認なしに使用することはできません。ICE Data Indices, LLC、その関連会社およびそのサプライヤーは、インデックス、インデックス・データおよびそれらに含まれる、関連する、または派生するあらゆるデータを含め、商品性または特定の目的や使用に対する適合性の保証を含む、明示および／または黙示のあらゆる保証および表明を否認するものとします。ICE Data Indices, LLC、その関連会社およびそのサプライヤーは、インデックス、インデックス・データまたはその構成要素について、妥当性、正確性、適時性または完全性に関して、いかなる損害または責任も負わないものとし、これらは「現状のまま」提供され、その使用は自己責任で行うものとします。ICE Data Indices, LLC、その関連会社およびそのサプライヤーは、日興アセットマネジメント株式会社、または同社の商品やサービスについて、スポンサー、保証、推奨を行うものではありません。なお、以下の英文ディスクレーマーと齟齬がある場合には、英文が優先されます。

SOURCE ICE DATA INDICES, LLC (“ICE DATA”), IS USED WITH PERMISSION. ICE® IS A REGISTERED TRADEMARK OF ICE DATA OR ITS AFFILIATES AND BOFA® IS A REGISTERED TRADEMARK OF BANK OF AMERICA CORPORATION LICENSED BY BANK OF AMERICA CORPORATION AND ITS AFFILIATES (“BOFA”) AND MAY NOT BE USED WITHOUT BOFA’S PRIOR WRITTEN APPROVAL. ICE DATA, ITS AFFILIATES AND THEIR RESPECTIVE THIRD PARTY SUPPLIERS DISCLAIM ANY AND ALL WARRANTIES AND REPRESENTATIONS, EXPRESS AND/OR IMPLIED, INCLUDING ANY WARRANTIES OF MERCHANTABILITY OR FITNESS FOR A PARTICULAR PURPOSE OR USE, INCLUDING THE INDICES, INDEX DATA AND ANY DATA INCLUDED IN, RELATED TO, OR DERIVED THEREFROM. NEITHER ICE DATA, ITS AFFILIATES NOR THEIR RESPECTIVE THIRD PARTY SUPPLIERS SHALL BE SUBJECT TO ANY DAMAGES OR LIABILITY WITH RESPECT TO THE ADEQUACY, ACCURACY, TIMELINESS OR COMPLETENESS OF THE INDICES OR THE INDEX DATA OR ANY COMPONENT THEREOF, AND THE INDICES AND INDEX DATA AND ALL COMPONENTS THEREOF ARE PROVIDED ON AN “AS IS” BASIS AND YOUR USE IS AT YOUR OWN RISK. ICE DATA, ITS AFFILIATES AND THEIR RESPECTIVE THIRD PARTY SUPPLIERS DO NOT SPONSOR, ENDORSE, OR RECOMMEND NIKKO ASSET MANAGEMENT CO., LTD., OR ANY OF ITS PRODUCTS OR SERVICES.

投資リスク

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。お申込みの際は、当ファンドのリスクを十分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

基準価額の変動要因

投資者の皆様は投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様は帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。

当ファンドは、主に債券を投資対象としますので、債券の価格の下落や、債券の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

主なリスクは以下の通りです。

価格変動リスク

- ・ 公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。

流動性リスク

- ・ 市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

信用リスク

- ・ 公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。

為替変動リスク

- ・ 外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

◇金融商品取引所で取引される市場価格と基準価額のカイ離

当ファンドは東京証券取引所に上場され公に取引されますが、市場価格は、主に当ファンドの需要、当ファンドの運用成果および投資者が代替的な投資と比較して当ファンドが全般的にどの程度魅力的であるか、などの評価に左右されます。したがって、当ファンドの市場価格が、基準価額を下回って取引されるかまたは上回って取引されるかは予測することはできません。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

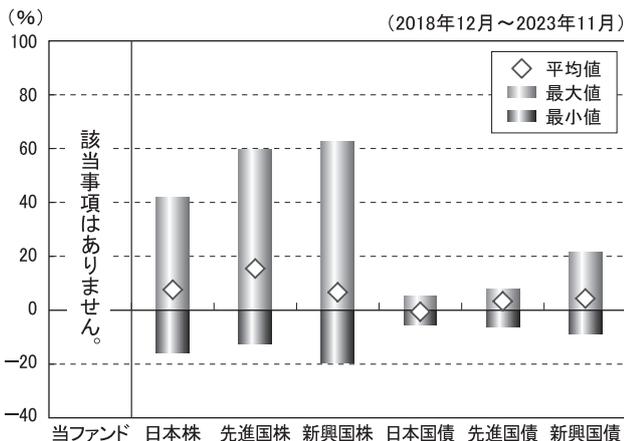
- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し、短期間で解約資金の手当てをする必要が生じた場合や、主たる取引市場において市場が急変した場合などに、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金の申込みの受付を中止する可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

リスクの管理体制

- 運用状況の評価・分析および運用リスク（流動性リスクを含む）の管理ならびに法令などの遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理/コンプライアンス業務担当部門が担当しています。
 - 上記部門はリスク管理/コンプライアンス関連の委員会へ報告/提案を行なうと共に、必要に応じて運用部門に改善案策定の指示などを行ない、適切な運用体制を維持できるように努めています。
- ※上記体制は 2023 年 11 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（参考情報）

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



（当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率 (%)）

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	-	7.6%	15.4%	6.6%	-0.6%	3.3%	4.3%
最大値	-	42.1%	59.8%	62.7%	5.4%	8.0%	21.5%
最小値	-	-16.0%	-12.4%	-19.4%	-5.5%	-6.1%	-8.8%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

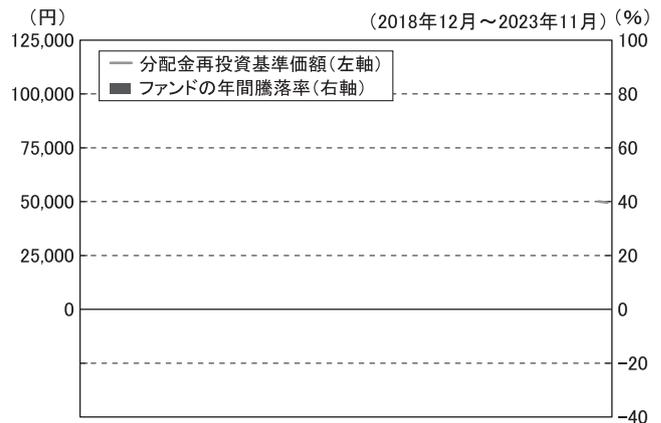
※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
※上記は2018年12月から2023年11月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ただし、当ファンドは直近1年間の騰落率がないため、表示しておりません。

<各資産クラスの指数>

日本株…… TOPIX（東証株価指数）配当込み
先進国株…… MSCI-KOKUSA1インデックス（配当込み、円ベース）
新興国株…… MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



2018年12月 2019年12月 2020年12月 2021年12月 2022年12月

※基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後の10口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は、2023年10月末の基準価額を起点として指数化しています。

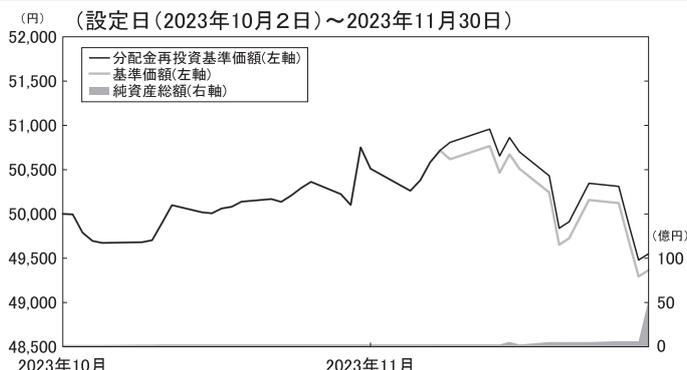
※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）は、分配金（税引前）を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

日本国債…… NOMURA-BPI国債
先進国債…… FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
新興国債…… JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド（円ヘッジなし、円ベース）

運用実績

2023年11月30日現在

基準価額・純資産の推移



基準価額…………… 49,365 円
純資産総額…………… 52.86 億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の10口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであることにご留意ください。

分配の推移(税引前、10口当たり)

2023年11月	設定来累計
190 円	190 円

主要な資産の状況

<資産構成比率>

組入資産	比率
債券	191.28%
現金その他	-91.28%

※対純資産総額比です。

<組入上位10銘柄>

	銘柄	国・地域	種類	クーポン	償還期限	比率
1	US TREASURY N/B	アメリカ	国債証券	2.625%	2025年4月15日	9.63%
2	US TREASURY N/B	アメリカ	国債証券	4.375%	2024年10月31日	9.63%
3	TREASURY BILL	アメリカ	国債証券	—	2024年3月5日	9.62%
4	TREASURY BILL	アメリカ	国債証券	—	2024年1月23日	9.62%
5	US TREASURY N/B	アメリカ	国債証券	3.875%	2025年4月30日	9.62%
6	US TREASURY N/B	アメリカ	国債証券	5.000%	2025年10月31日	9.62%
7	TREASURY BILL	アメリカ	国債証券	—	2024年3月12日	9.62%
8	TREASURY BILL	アメリカ	国債証券	—	2024年4月4日	9.61%
9	TREASURY BILL	アメリカ	国債証券	—	2024年2月27日	9.60%
10	TREASURY BILL	アメリカ	国債証券	—	2024年10月31日	9.60%

※対純資産総額比です。

年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

※当ファンドには、ベンチマークはありません。

※2023年は、設定時から2023年11月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	2,000口以上で販売会社が定める単位 ※販売会社の照会先にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が指定する日までにお支払いください。
換金単位	2,000口以上1口単位 ※販売会社によって異なる場合があります。 ※保有する受益権口数が金融商品取引所の定める取引単位に満たない場合は、当該受益権の買取りの申込みができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時まで、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。
購入の申込期間	2023年10月2日から2025年1月28日まで ※上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
購入申込不可日	販売会社の営業日であっても、下記のいずれかに該当する場合は、原則として購入の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 1) 購入申込日がファンドの計算期間終了日の2営業日前（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、購入申込日が当該計算期間終了日の3営業日前以降の2営業日間）となる場合 2) 購入申込日がニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行休業日の場合 3) 1) および 2) のほか、委託会社が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき
換金申込不可日	販売会社の営業日であっても、下記のいずれかに該当する場合は、原則として換金の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 1) 換金申込日がファンドの計算期間終了日の3営業日前以降の2営業日間（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、換金申込日が当該計算期間終了日の4営業日前以降の3営業日間）となる場合 2) 換金申込日がニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行休業日の場合 3) 1) および 2) のほか、委託会社が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき
換金制限	ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入および換金の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた購入および換金の申込みの受付を取り消すことができます。
信託期間	無期限（2023年10月2日設定）

繰上償還	<p>次の場合には、繰上償還します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合 ・ 次のいずれかの場合等には、繰上償還することがあります。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 2026年11月11日以降に、ファンドの純資産総額が10億円を下回る事となった場合 ・ 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき ・ やむを得ない事情が発生したとき
決算日	毎年2月10日、5月10日、8月10日、11月10日
収益分配	<p>年4回、分配方針に基づいて分配を行ないます。</p> <p>※原則として受託会社が、毎計算期間終了後40日以内の委託会社の指定する日に、受益者があらかじめ指定した預金口座などに振り込みます。なお、受益者が取扱会社と別途収益分配金の取扱いに係る契約を締結している場合は、当該契約にしたがい支払われるものとします。</p>
信託金の限度額	1兆円
公告	<p>電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。</p> <p>ホームページアドレス www.nikkoam.com/</p> <p>※なお、やむを得ない事由により公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。</p>
運用報告書	投資信託及び投資法人に関する法律により、運用報告書の作成・交付は行ないません。
課税関係	<p>課税上は、上場証券投資信託として取り扱われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。 ・ 当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ・ 配当控除の適用はありません。 ・ 益金不算入制度は適用されません。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	販売会社が独自に定める額 ※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ※購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。
換金時手数料	販売会社が独自に定める額 ※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ※換金時手数料は、換金時の事務手続きなどに係る対価です。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に対し年率0.066% (税抜0.06%) 以内 運用管理費用は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。									
	＜運用管理費用の配分 (年率)＞									
	上記が税抜0.06% (有価証券届出書提出日現在) の場合									
	<table border="1"> <tr> <td colspan="3">運用管理費用 (信託報酬) = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>委託会社</td> <td>受託会社</td> </tr> <tr> <td>0.06%</td> <td>0.04%</td> <td>0.02%</td> </tr> </table>		運用管理費用 (信託報酬) = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率			合計	委託会社	受託会社	0.06%	0.04%
運用管理費用 (信託報酬) = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率										
合計	委託会社	受託会社								
0.06%	0.04%	0.02%								
その他の 費用・手数料	諸費用 (目論見書の作成費用など)	ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.03%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限とする額 ①目論見書や財務諸表などの作成および交付に係る費用、②計理およびこれに付随する業務に係る費用、③決算短信の作成に係る費用 (①～③の業務を委託する場合の委託費用を含みます。)、④監査費用、⑤ファンドの上場に係る費用、⑥運用において利用する指数の標章使用料などは、委託会社が定めた時期に、信託財産から支払われます。 ※監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。								
	売買委託 手数料など	組入 有価証券の 売買委託 手数料、 資産を 外国で 保管する 場合の 費用、 借入金 の利息 および 立替金 の利息 などが その都 度、信 託財 産か ら支 払わ れま す。 ※運 用状 況な どに よ り変 動す るも ので あり 、事 前 に料 率、 上 限額 な どを 表 示す こと はで きま せ ん。 ま た、 有 価 証 券 の 貸 付 は 現 在 行 な っ て お り ま せ ん の で、 そ れ に 関 連 す る 報 酬 は か か り ま せ ん。								

投資者の皆様にご負担いただくファンドの費用などの合計額については、保有期間や運用の状況などに
応じて異なりますので、表示することができません。

税金

個人投資者の場合の課税の取扱いです。

1) 受益権の売却時の課税

- ・売却時の差益（譲渡益）については譲渡所得として、20.315%の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

2) 収益分配金の受取り時の課税

- ・収益分配金は配当所得として、20.315%の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

3) 解約金および償還金に対する課税

- ・解約時および償還時の差益（譲渡益）については譲渡所得として、20.315%の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

※確定申告等により、解約時、償還時および売却時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り）と損益通算が可能です。また、解約時、償還時および売却時の差益（譲渡益）、収益分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

※少額投資非課税制度（NISA）をご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は 2024 年 2 月 9 日現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

nikko am
Nikko Asset Management